

博物館振興について

2026年2月17日

文化庁 企画調整課長・博物館振興室長
桐生 崇

本日の流れ

1. 文化施設施策全体の動きについて
2. 令和8年度博物館関連施策について
3. 新しい博物館登録制度について

1. 文化施設策全体の動きについて

今後の文化施設の在り方について ～文化施設をハブとした「創造的循環」の形成～ (論点整理 (素案) 概要)

背景・課題

- 自治体財政のひっ迫と、人口減少、少子高齢化などの社会課題の拡大が進む中で、文化施設には「利用者」の確保にあわせ、体験の質的深化や地域の活性化への寄与など地域社会における価値形成が求められるが、下記のような構造的課題が存在。
【施設の老朽化・予算の制約】ピーク時と比べて公立博物館費は約30%、公立文化会館費は約35%と大きく減少。また、1970～90年代に多くが設置された文化施設は老朽化が進んでおり、多くは2040年代までに建て替え時期を迎えることが予測。
【人の制約】常勤職員数10人以下の博物館が約8割、自治体が設置する劇場・音楽堂等の半数以上が専門的人材を確保できていないなど、「担い手」の確保に支障。
【地域間格差】大都市圏とそれ以外では、文化芸術の鑑賞機会や劇場・音楽堂等における主催文化事業の実施割合、施設稼働率等に差が生じている。
【ミッションの不足】運営の基礎となる文化政策やミッションが存在しないまま、又は不明確なままに、施設運営が行われている実態が指摘。

可能性

- 地域社会の変化やICTの進展など情報環境の変化が進む中で、文化施設は、学びや教養のためだけでなく、人々の生きがいの創出、地域の活性化、文化観光拠点、地域の諸課題の解決などの源泉・中核となるポテンシャルを発揮することが一層期待。
- 文化施設を施設の外（地域や社会）に「ひらく」ことを通して、福祉や健康、教育や産業といった他分野との連携を進め、地域との価値共創を実現する事例も存在。【「人」と「地域」をつくる源泉】

「ピンチ」を「チャンス」に変えるために…

未来像

文化施設をハブとして「付加価値の創出」と「地域社会の活性化」の「創造的循環」を形成し、個々人のウェルビーイングの向上に寄与する

【5つのミッション】

保存・継承
(Conservation)

創造・企画
(Creation)

提示・価値付け
(Presentation)

育成・促進
(Incubation)

連携・参画
(Engagement)

実現手段

①地域のニーズに応じた活動の高度化

- 文化施設をハブとしたまちづくりのミッションの協議、実現に向けた人材育成・派遣、財源確保・配分、伴走支援等を行う中間支援組織として「文化施設連携プラットフォーム（仮称）」の形成を促進。【ネットワーク連携】
- 各館のミッションを実際の活動へ実装し、検証と改善を重ねることで、「提供者」目線から「利用者」目線への転換を促進。【高度化サイクル】

②利用者が誰一人取り残されない多様性・包摂性の向上

- 建築やデザイン、工芸も含めたジャンルの多角化を通して体験価値を向上。【コンテンツの充実】
- 文化資源の価値や魅力の共有と参画機会の多様化により、住民参画によるムーブメントを実現。【住民参画の促進】
- 子どもや若者、高齢者、障害者、外国人等の利用者や無関心層に対し、そのニーズに対応した企画や情報発信を充実。【アウトリーチ強化】

③基盤整備やテクノロジー活用による持続可能性の確保

- 交付金等も活用し、今後期待される役割を果たすためのハード面の支援を拡充。【施設整備支援】
- 指定管理者制度やPFIなど官民連携事業について、文化施設に係る留意事項や事例集を設置者と運営者に周知。【制度の効果的運用】
- デジタル・アーカイブの作成・活用を通じた住民参画や、予約制・キャッシュレス化を推進することで、運営の効率化や収益を改善。【DXの推進】

④施設の中核を担う人材の確保・育成

- 魅力発信・マッチングや学校教育との連携、副業・兼業人材の活用促進。【人材確保】
- 研修の充実等を通じて、文化施設の現場や、それを支える自治体の文化行政のキャパシティ・職員の資質の多様化と向上を支援。【人材育成】

※分野横断的事項や各施設類型ごとの事項について更に検討を進め、令和8年中を目途に報告として取りまとめ。

基本理念

文化芸術推進基本計画 (第2期)

価値創造



社会・経済の活性化

博物館法制度の今後の在り方について (答申)

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

守り、受け継ぐ

わかち合う

育む

つなぐ、向き合う

営む

地域の文化拠点

新たな広場

世界への窓



背景

人口減少

グローバル化・デジタル化

ニーズの多様化・外部化

人・予算の制約

地域間格差

未来像

個々人のウェルビーイングの向上

付加価値の創出

文化施設をハブとした
「創造的循環」

地域社会の活性化



【5つのミッション】

保存・継承
(Conservation)

創造・企画
(Creation)

提示・価値付け
(Presentation)

育成・促進
(Incubation)

連携・参画
(Engagement)

【4つの機能強化】

実現手段

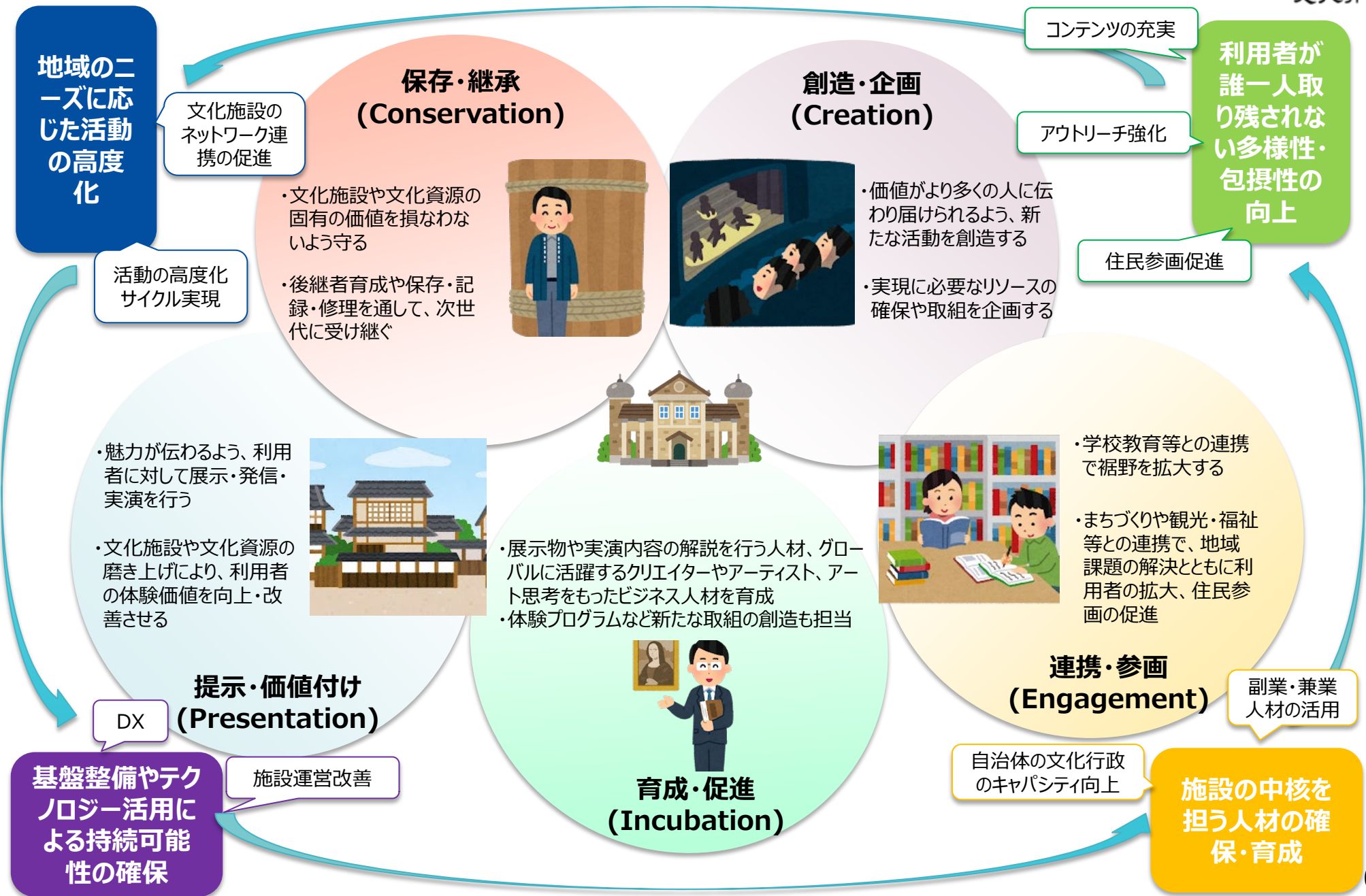
①地域のニーズに応じた活動の高度化 (文化施設のネットワーク連携、活動の高度化サイクル等)

②利用者が誰一人取り残されない多様性・包摂性の向上 (コンテンツの充実、住民参画促進、アウトリーチ強化等)

③基盤整備やテクノロジー活用による持続可能性の確保 (施設運営改善、DX等)

④施設の中核を担う人材の確保・育成 (副業・兼業人材の活用、自治体の文化行政のキャパシティ向上等)

これからの文化施設に求められる「5つのミッション」と「4つの機能強化」



背景

中央教育審議会社会教育の在り方に関するWG資料(R7.11.6)一部更新

令和4年博物館法改正（以下「改正法」という。）により、法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館登録制度の変更が行われたことに伴い、本告示についても所要の改正を行う方向で検討中。あわせて、法改正時の附帯決議や、文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議、関係団体による要望に基づく内容も盛り込む予定。

主な改正内容

①改正法に伴う規定の見直し

- ・デジタルアーカイブに係る規定の整備
- ・文化施設としての役割に係る規定の整備
- ・地域のまちづくりや産業の活性化等の地域課題への対処に係る規定の追加

②その他社会情勢の変化に伴う規定の見直し

- ・博物館の設置者の努力義務に係る規定の追加
- ・博物館の経営に係る規定の追加
- ・博物館資料の収集及び管理等に係る規定の充実
- ・多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等に係る規定の整備
- ・利用者及び地域住民等の創造的活動への支援に係る規定の整備
- ・博物館資料についての多言語による情報提供に係る規定の整備
- ・館長及び学芸員等の配置に係る規定の充実
- ・博物館における人材の養成に係る規定の整備
- ・博物館の施設及び設備に係る規定の充実
- ・博物館における危機管理等に係る規定の充実
- ・「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の廃止

スケジュール（予定含む）

令和7年2月～ 文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループにおける検討（これまでに下記も含めて計7回開催）

令和7年8月 博物館ワーキンググループ（第2期第5回）で改正案を議論

令和7年9月 文化施設部会（第2期第3回）で改正案を議論

令和7年12月上旬～令和8年1月上旬 パブリック・コメント

令和8年3月 公布

※今後の状況により、変更が有り得る。

令和8年3月 ○今後の文化施設の在り方について ～文化施設をハブとした「創造的循環」の形成～
論点整理 とりまとめ

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準 公布

令和8年4月～ 文化施設部会における検討

○文化施設施策における国、都道府県、市区町村、施設それぞれの役割

○利用者目線から見て求められる文化施設施策

○博物館におけるコレクション・マネジメント等を含む機能強化の在り方

令和8年12月～ 文化施設部会 報告書とりまとめ

2. 令和8年度博物館関連施策について

背景・課題

令和5年4月改正の博物館法により、博物館資料のデジタル・アーカイブ化などの新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間(令和9年度まで)を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。

※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 250百万円

① Museum DXの推進 43百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：i) デジタルアーカイブ推進体制構築型 30百万円【補助率:定額】
 ii) 博物館DX推進型 13百万円【補助率:2/3】

② 社会課題対応と博物館の機能強化支援 171百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等)や博物館の収益課題への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

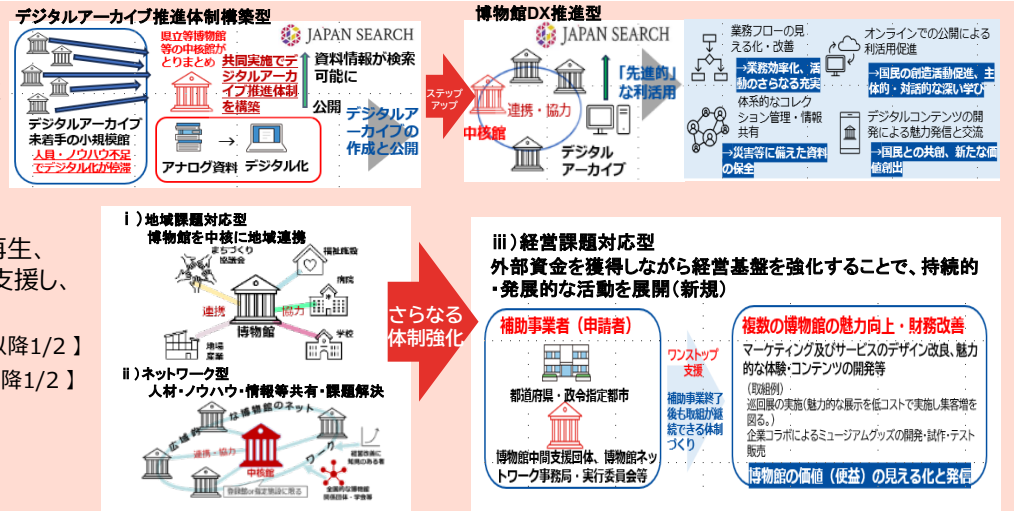
- 件数・単価：i) 地域課題対応型 21百万円【補助率:初年度2/3、次年度以降1/2】
 ii) ネットワーク型 37百万円【補助率:初年度2/3、次年度以降1/2】
 iii) 経営課題対応型 100百万円【補助率:2/3】(新規)
 iv) 民間博物館活用型 13百万円【補助率:2/3】

※委託事務費 36百万円(①②)

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 111百万円

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×100百万円(登録博物館等のプロモーション)
 ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×36百万円(博物館への専門人材派遣)
 iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 55百万円(学芸員資格認定、国による学芸員研修、在外派遣)



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和6年	令和7年	令和8年
28	29	34

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和6年	令和7年	令和8年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期(令和8年頃)
 事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。(達成度70%)

中期(令和10年頃)
 登録博物館及び指定施設での取組の浸透。(達成度100%)

長期(令和15年頃)
 登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで、広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

令和8年度Innovate MUSEUM事業 応募受付期間中

応募受付期間

2月17日(火) ~ 3月3日(火)

補助対象事業

※予算案に計上中の「経営課題対応型事業」については別に募集を行います。

- (1) 博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進体制構築事業
- (2) Museum DX(博物館DX) 推進事業
- (3) 地域課題対応支援事業
- (4) ネットワーク形成による広域等課題対応支援事業
- (5) 企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業

募集案内や申請書類については下記の特設ホームページにて公開しています。
補助対象事業者の要件等詳細についてご確認いただき、ぜひご応募ください。

<https://innovatemuseum.bunka.go.jp/r8/r8-download/>

博物館機能強化推進事業 Innovate MUSEUM事業

で検索

目的

本事業は、博物館の学芸員等を、博物館に関する国際会議や海外の博物館等に派遣し、発表や調査・研究の機会を提供することで、国際的なネットワークの構築や我が国の博物館の国際プレゼンスの向上し、我が国の博物館の機能強化につなげる。

事業内容

(1) 派遣の対象者

ア 博物館に勤務する館長および学芸員等の専門職員

イ 大学等において博物館に関する科目について自ら教育研究を行うことを主たる職務とする者

等で、以下の①から⑤の条件を満たす者とします。

- ① 博物館や大学等における実務経験を有すること。
- ② 海外の博物館関係者とネットワークを構築するために必要な語学力を有すること。
- ③ 国際会議への出席、海外の博物館・博物館関係団体での調査・研究の受入等が可能である保証があること。
- ④ 令和9年3月に実施予定の本事業の報告会での報告や、文化庁ホームページでの成果報告書の公開等の成果の普及及び、国内博物館への成果の還元のため、文化庁が実施する各種事業等に協力できること。
- ⑤ 心身ともに健全であること。



(2) 対象となる内容（以下①、②のいずれか）

① 海外の博物館や海外の博物館関係団体における以下に関するテーマに関する調査・研究

② 国際博物館会議等の博物館に関する国際会議、学会、研究会での発表・研修・参加

ア 博物館の機能強化

イ 社会問題解決への博物館資源の活用・応用

ウ 博物館の経営基盤強化



(3) 昨年度事業との変更点

「① 博物館等での調査・研究を伴う派遣」について

・応募状況を鑑みて長期派遣を廃止。

下記の2区分の募集とする。

- ・短期派遣 7日以上45日未満
- ・中期派遣 45日以上90日未満

例えば、

- ・先進的なコレクションマネジメント、資料の在り方
- ・新しい鑑賞・体験モデルの構築等、デジタル技術を活用した取組
- ・学芸員の資質向上プログラムの研究開発
- ・観光振興に資する地域資源を活用した魅力向上の取組
- ・効果的な外部資金獲得、メンバーシップ等の導入

令和8年度博物館専門職員等在外派遣事業 応募受付期間中

応募期間

2月13日(金)～3月31日(火)

募集案内や応募様式については文化庁ホームページにて公開しています。

ご確認ください、ぜひご応募ください。



[令和8年度博物館職員等在外派遣事業の募集 | 文化庁](#)

新着情報

2026年2月13日

▶ [令和8年度博物館職員等在外派遣事業の募集](#)

公募

2026年2月12日

▶ [文化審議会文化財分科会企画調査会\(第2回\)を開催します](#)

審議会等

報道発表

目的

博物館の役割が多様化、高度化している現状において、その役割を果たすための技術や知識を持った人材が不足していることが課題となっているため、学芸員等の資質向上を図るため、博物館の現場に各分野の専門的人材を派遣し、実証事業を通じ博物館における多様な専門的人材養成の調査を行う。

事業概要

・デジタルアーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供

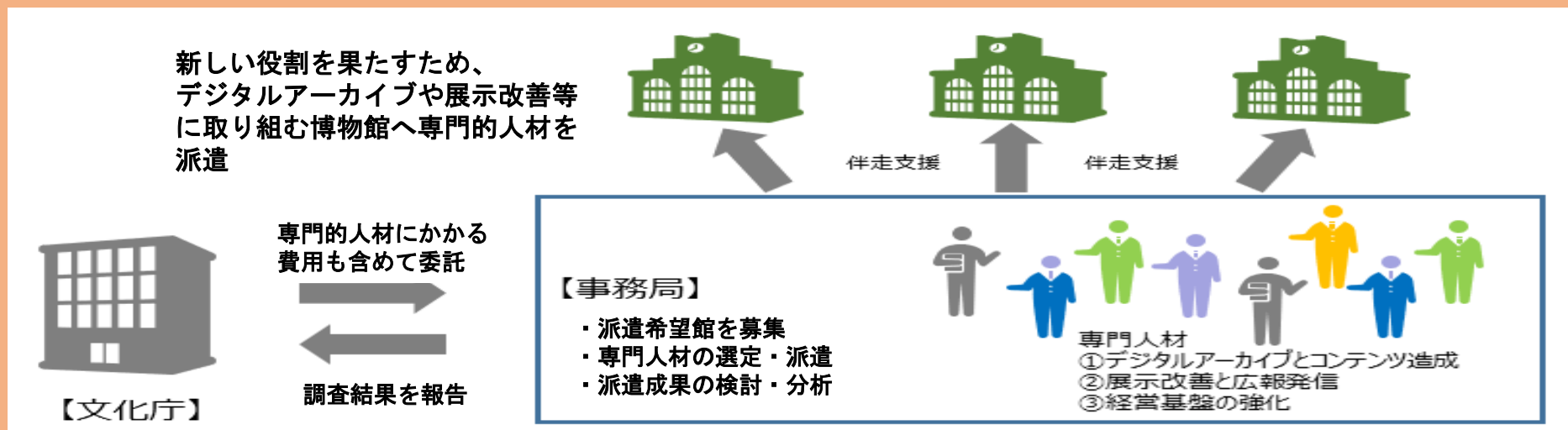
博物館におけるデジタルアーカイブの作成やDXに資するような整備、資料の価値や魅力を伝えるためのコンテンツ造成などに取り組む内容など

・展示や広報発信の改善を行うための支援、知識・技術の提供

観光来訪者への対応や、これからの博物館に求められる社会的価値形成のための、楽しく理解を深めることができる展示や広報発信の改善を行う取組

・ファンドレイジング活動支援、知識・技術の提供

多様な博物館支援を集め、博物館活動の充実に繋げるためのファンドレイジングの取組



事業目的・背景・課題

○地域における文化施設の中には、高いポテンシャルを有するものの、観光資源として十分に周知されていなかったり、収益事業を実施できる設備がないために、インバウンド観光客を十分に惹きつけられていないものがある。こうした施設に対して整備を行うことで、インバウンド観光客の惹きつけを通じて収益性を向上し、投資に対するリターンが期待できる。

○本事業は、博物館、劇場、音楽堂等などの文化施設(以下「文化施設」という。)のうち、アクセス数・来館者数・海外観光客の割合・満足度などの客観的指標を設定し効果検証を行うものについて、観覧環境の整備、収益施設の設置・改修等を支援することにより、各地の文化施設の魅力化と、地域の文化観光の担い手となる運営者の育成・参画促進を図る。

事業内容

○文化施設でインバウンド向けの収益事業を行うに当たり、文化施設の観覧環境の整備や、施設の改修等が必要となるが、そのための費用が負担となって施設の高度化が進まないケースが見られる。

○こうした非効率・休眠等を回避し、観光・インバウンドに資する魅力的な文化施設を各地に創出するため、以下の補助事業を行う。

- ① 広報媒体やWifi環境、展示スペースにおける多言語化等の整備費用補助
- ② 博物館、劇場、音楽堂等などに飲食スペース、販売スペースなどを増設する際の整備費用補助
- ③ 古民家、酒蔵などを文化的な価値を保持しながら商業施設、宿泊施設等として改修する際の整備費用補助 等 ※①～③ともに国指定・登録文化財を除く。
(① 5百万円×8件、② 1.5百万円×8件、③ 300万円×4件、事務委託費等 200万円)

事業スキーム

- ・ 事業形態：**直接補助事業(補助率 1/2)**
※コンセッション導入の場合には、②③の1.5百万円まで定額補助。
- ・ 補助対象：**文化施設の設置者又は管理者**
- ・ 事業期間：令和8年度～
(採択に当たっては、単にハード面のみならず、自治体の明確なビジョンと関連した、計画的・戦略的な人材育成(キャリアラダーの提示や外部人材の活用等)、他施設・分野との連携といった人材・ソフト面の取組も考慮する。)

事業イメージ

インバウンドにも魅力的な設備を有し観光振興に活用する例(イメージ)

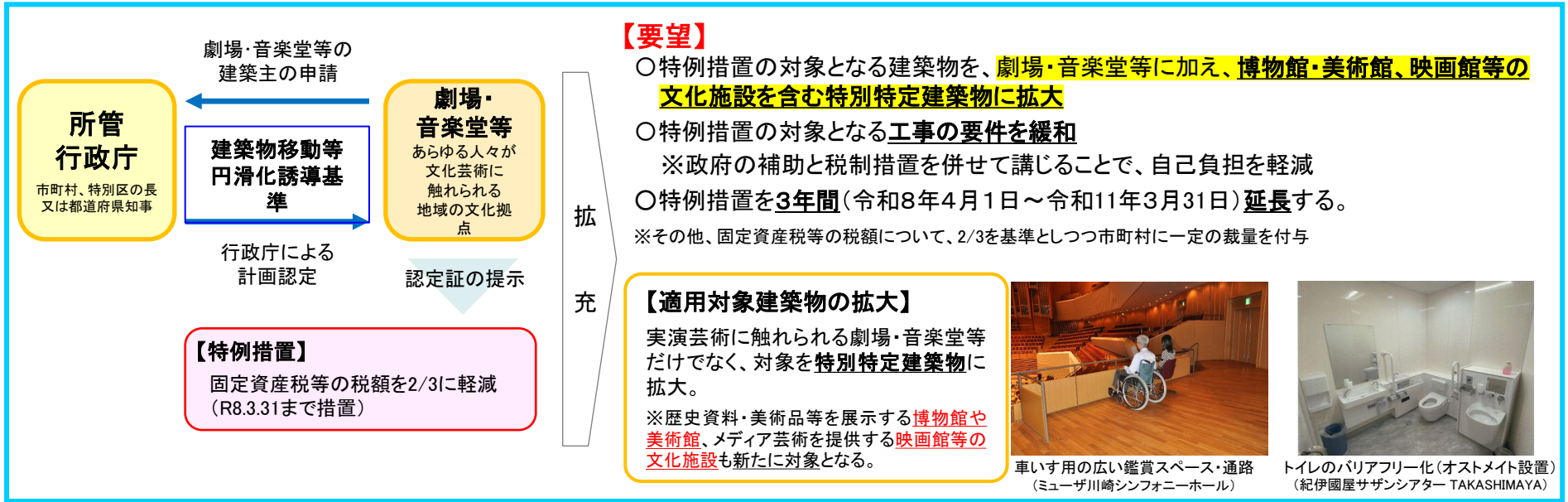


休眠施設を改修することで収益事業に取り組む例(イメージ)



障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長及び拡充

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合に固定資産税等を減額する本措置について、適用期限を3年間延長する（令和11年3月31日まで）とともに、対象施設及び措置内容の拡充を図る。（国土交通省との共同要望）



【参考】令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日 閣議決定）

- 〔延長・拡充等〕
〈固定資産税・都市計画税〉
- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
- ① 対象資産を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のもの（現行：特別特定建築物に該当する家屋で主に実演芸術の公演等を行う一定のものうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行ったもの）とする。
 - ② 固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1）に相当する金額を減額することとする。
 - ③ その他所要の措置を講ずる。

3. 新しい博物館登録制度について

新たな制度における博物館の類型

登録博物館 (969館)

定義：博物館法に基づき都道府県・指定都市から登録を受けた博物館
設置者：あらゆる法人（国と独法を除く）
要件：①資料の収集・保管・展示・調査研究の体制が都道府県教育委員会が定める基準（以下「基準」）に適合すること
②学芸員その他の職員の配置が基準に適合すること
③施設・設備が基準に適合すること ④年間150日以上開館すること
設置者は定期的に都道府県・指定都市に報告
登録の際はインターネットで公表

指定施設 (375館)

定義：博物館法に基づき都道府県・指定都市又は国から指定を受けた施設
設置者：限定なし（国又は独法が設置するものは国が指定）
要件：登録に準じた要件（学芸員に相当する職員、年間100日開館）
指定の際はインターネットで公表

法律外の施設 (博物館類似施設) (4466館)

※令和3年度社会教育調査

定義：博物館と同種の事業を行い、博物館法第31条に規定する指定施設と同等以上の規模の施設
設置者：限定なし
要件：なし

活動・体制を充実して登録を目指す流れ

法的な位置づけがある

法的な位置づけが無い

令和8年1月19日時点 341件 (新規登録博物館
+新規指定施設)

新規登録博物館

新規登録館 9 2 件
浜松科学館、京都市青少年科学センター、
島津製作所創業記念資料館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富山県立山カルデラ砂防博物館、京都鉄道博物館
など

再登録館 2 1 8 件
碧南海浜水族館、栃木県立博物館、御船町恐竜博物館、広島市こども文化科学館、広島市交通科学館、秋田県立博物館、富山県立山博物館、名古屋市科学館、我孫子市鳥の博物館、山形県立博物館、山形県立博物館教育資料館、富山市科学博物館、岐阜県博物館、陸前高田市立博物館、岩手県立博物館、盛岡市子ども科学館、目黒寄生虫館那須塩原市那須野が原博物館、仙台市天文台、三重県総合博物館、中津川市鉱物博物館、広島市江波山気象館、など

新規指定施設

新規及び再指定館 3 1 件
東京農工大学科学博物館など

改正博物館法(2023年4月1日施行)により、旧法で登録されていた博物館は、2028年(令和10年)3月31日まで「みなし登録博物館」として猶予期間が設けられています。この5年間の期間内に、改正法に基づく再登録申請が必要です。

令和6年度社会教育調査中間報告における登録博物館数は969館である一方、新法による再登録館は218館(令和8年1月19日時点)です。

⇒約750館は猶予期間内に改正法に基づく再登録が必要となります。

登録申請にあたってのご不明点等は都道府県・政令市の博物館所管部署もしくは文化庁までご相談ください。

博物館と法改正についてのwebプロモーション 「博物館総合サイト」

文部科学省 博物館総合サイト お問い合わせ

法改正の概要 博物館について 全国の博物館 お知らせ イベント よくある質問

モノとヒト、ヒトと地域、過去から未来へと文化をつなぐミュージアム

2023年4月に、約70年ぶりに大きく改正された博物館法が施行されます。もっと広く、もっと深く、もっと楽しく、もっと豊かに。未来へ向けて変わる日本のミュージアム。わくわくするような発見と創造が待つ知的な冒険へのとびらを開いてみませんか。

約70年ぶりに、博物館法が大きく改正されました。「博物館法」って？「登録博物館制度」って？ 詳しく見る

●博物館法の改正法に示された博物館振興の今後の方向性と、博物館に求められる社会的役割等について博物館関係者のみならず、広く国民に情報提供をしております。

●博物館そのものに対する理解とともに、博物館法制度や登録制度の仕組みと役割について分かりやすい情報を発信し普及に努めております。

文部科学省 博物館総合サイト お問い合わせ

法改正の概要 博物館について 全国の博物館 お知らせ イベント よくある質問

全国の博物館

Museums nationwide

中国・四国 新潟 富山 石川 福井 岐阜 長野 山梨 愛知 静岡 愛媛 徳島 高知

中部・北陸 東北 青森 秋田 山形 岩手 福島 宮城

関東 群馬 栃木 茨城 埼玉 東京 千葉 神奈川

近畿 兵庫 京都 大阪 奈良 三重

九州・沖縄 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

全国の博物館のうち、法律上の位置付けがある登録博物館・指定施設をご紹介します。
*博物館名をクリックすれば各館のHPに移動できます。

北海道	
登録博物館	+
指定施設	+
青森県	
登録博物館	+
指定施設	+
秋田県	
登録博物館	+

●「全国の博物館」リストでは全国の登録博物館・指定施設を一覧性をもって表示しております。

●文化遺産オンラインやジャパンサーチなど、他の文化関連ポータルサイトとの連携も推進を図ってまいります。



・国際博物館の日や文化の日の前後に無料開館や特別なイベントの開催等、多くの人が博物館に行くきっかけを作ることで、国民が博物館に親しむ機会の創出を推進します。

国際博物館の日（5月18日）、文化の日（11月3日）当日前後に、博物館への関心をより高めてもらうために、無料開館や特別なイベントの実施をお願いします。文化庁においてプロモーション活動も実施し、ムードを高めます。

2024年国際博物館の日記念シンポジウムポスター

博物館等マークについて



- ・館種を超えた一体感の醸成や、基準を満たした博物館の表示のため、登録博物館と指定施設で使える「登録博物館等マーク」を文化庁が作成しました。
- ・制度の周知や博物館の底上げを図り、JAPAN MUSEUMとして一体的な盛り上がりを作っていく観点から、登録博物館、指定施設の皆さまはぜひ積極的なマークのご活用をよろしくお願いいたします。



(1) Xユーザーの浜松市博物館 シジ丸さん
<https://t.co/NiGIqy9BbE> / X